

美浜町運動公園陸上競技場ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

美浜町では、民間資金を活用して美浜町運動公園陸上競技場（以下「施設」という。）の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動および社会貢献の場を提供するため、施設に愛称（企業名、商品名等）を命名することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

2 募集概要

(1) 対象施設、ネーミングライツ付与期間およびネーミングライツ料

ア 施設名	美浜町運動公園陸上競技場
イ 所在地	美浜町大字奥田字奥田前1番地1
ウ 付与期間	5年以上
エ ネーミングライツ料	年額50万円以上

※1 契約期間および愛称の使用開始日は、町民への周知期間や導入準備に要する時間などを踏まえて両者で協議することとします。

※2 ネーミングライツ料のほか、消費税および地方消費税が別途必要です。

(2) 施設概要

ア 供用開始日	令和6年6月30日
イ 公認種別	日本陸上競技連盟 第3種公認
ウ 施設面積 (敷地面積)	22,842.17㎡
エ 施設内容	陸上競技場（トラック・フィールド）、観覧スタンド、写真判定室棟、器具庫（3棟）、照明設備（照明塔4基）
オ 仕様・構造	トラック：全天候型フルウレタン舗装（走路） 1周400m×8レーン（ホームストレートは9レーン） フィールド：投てき競技対応ロングパイル人工芝（106m×75m） 観覧スタンド：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建 観覧席986席、車いす専用観覧席12席 写真判定室棟：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建 器具庫：鉄骨造 1階建
カ 主な利用	陸上競技、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、各種イベント

(3) パートナーのメリット

ア 町は、パートナーおよび愛称の決定について、プレスリリースするとともに、町広報およびホームページで公表します。

イ 町広報、ホームページ等における施設名称の記載は、原則として愛称を使用します。（ただし、必要に応じて、条例等に基づく施設名称を併記する場合があります。また、国際試合等大規模な大会等が開催される場合は、愛称の使用が制限されることがあります。）

ウ パートナーは、施設に愛称を標示することができます。また、パートナーとなった者の管理する広報媒体（ホームページ等）でパートナーであることを掲載することができます。

(4) 命名の条件等

ア 条例等に基づく施設名称は現行のままとします。

イ 愛称は、町民や利用者に親しみやすいものとします。

ウ 美浜町広告掲載基本要綱第4条に規定する要件を満たすものとします。

エ ネーミングライツを付与する期間内は、原則として愛称の変更はできません。

(5) 地域貢献に関する提案

パートナーとして、施設のイメージアップにつながる提案や地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

(6) 費用負担

町とパートナーの費用負担の区分は、次のとおりとします。

区分	町	パートナー
敷地内外の看板等の新設、既存看板等の変更およびそれらに係る修繕等の維持管理 ※1		○
契約期間終了時（契約の解除も含む）の原状回復		○
新設または変更した看板等を起因とした第三者への損害賠償		○
愛称が第三者の権利を侵害した場合の損害賠償		○
町が作成するパンフレット、封筒等の印刷物や町ホームページの表示変更 ※2	○	

※1 新設の看板等の場合は、設置の可否についても協議のうえ決定します。

※2 町で発行している印刷物については、新規作成分を対象とします。また、残部数、改定時期等を勘案し、協議のうえ変更時期を決定します。

(7) 応募資格

パートナーとなることができる者は、法人（以下「事業者」という。）のうち、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 美浜町指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者
- ウ 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者
- エ 各種法令に違反している者
- オ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者
- キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者
- ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者
- ケ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- コ 法律に定めのない医療疑似行為を行う者
- サ 政治性または宗教性のある事業を行う者
- シ 美浜町暴力団排除条例（平成23年美浜町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ス 施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設または管理を行うこととしている施設をいう。）の場合は、ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合する者
- セ 町の社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある者
- ソ その他町長が適当でないと認める者

3 募集期間

令和7年3月5日（水）から令和7年4月10日（木）まで

4 応募方法

本ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、以下のとおり申し込みを行ってください。

ア 提出書類 (ア) 美浜町運動公園陸上競技場ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
(イ) 地域貢献に関する提案書（様式第2号）
(ウ) 誓約書（様式第3号）
(エ) 法人役員名簿（様式第4号）
(オ) 法人の概要（様式第5号）
(カ) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
(写しでも可。提出日から3か月以内に発行されたものに限ります。)

(キ) 直近1事業年度分の法人税、消費税および地方消費税、法人都道府県民税および法人市町村民税の納税証明書

※1 町の入札参加資格を有している事業者は、カおよびキを省略することができます。

※2 美浜町に本社がある場合、キの提出書類のうち美浜町税の納税証明書について、誓約書による同意のうえ、省略することができます。（町で納税状況の確認を行います。）

※3 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、美浜町情報公開条例に基づき公開することがあります。

イ 提出部数 紙ベース 1部

ウ 提出方法 郵送または持参
(郵送の場合は、簡易書留郵便など送達確認ができるものに限ります。)

エ 提出先 〒470-3233
美浜町大字奥田字奥田前1番地1
美浜町教育委員会生涯学習課（美浜町運動公園陸上競技場内）
(持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。)
(郵送の場合は、募集期間内に必着とします。)

オ 質問受付等 本ネーミングライツ事業の応募に当たって質問事項がある場合は、以下のとおり受け付けます。

(ア) 質問方法 質問事項を任意の様式に記入し、以下の方法により提出先へ提出してください。

(イ) 提出方法 電子メール（電子メールの送達確認を電話により行ってください。)

(ウ) 提出先 E-mail : gakusyu@town.aichi-mihama.lg.jp

(エ) 受付期間 令和7年3月5日（水）から令和7年3月31日（月）午後5時15分まで

(オ) 注意事項 電子メール以外の方法での提出による質問は受付できません。

5 選定方法

庁内の審査会において、次の審査項目および審査基準を基に提案に対する採用の可否、パートナーの選定等について審査を行った後、パートナーを決定します。その後、結果を速やかに全ての応募者に通知します。

なお、応募者が1者のみの場合であっても、審査会を開催します。

<審査項目>

評価項目	評価基準	配点
応募の趣旨	・本町のネーミングライツの目的に沿っているか	10点
愛称は適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	20点
提案金額（年額）	・提案金額（年額）が最高の者を1位とし、40点を付与する。2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を40点に乗じた得点とする。	40点
提案期間	・提案期間の妥当性	10点
パートナーとして 適当か	・施設と事業者（法人）の理念および事業内容がマッチしているか ・地域貢献や支援の実績および計画があるか ・施設のイメージアップにつながる提案となっているか	20点

※1 応募者が1者のみの場合は、合計得点が当該配点の合計の6割以上であることをパートナーとして選定する条件とします。

6 契約締結

パートナーと協議を行い、町とパートナーとの間で、本ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。

7 契約の解除

契約期間中にパートナーが応募資格の要件を失ったときやパートナーの信用失墜行為等により町もしくは施設のイメージが損なわれるおそれがあるときなど、パートナーとして適当でないと認められるとき、またはパートナーから契約解除の申し出があったときは、町は契約を取り消し、または解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用はパートナーの負担とし、既に納入されたネーミングライツ料は返還しません。

8 リスク分担

- (1) パートナーが設置した看板等が損傷、汚損等した場合は、パートナーの責任において速やかに復旧するものとします。
- (2) パートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に命名した愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、パートナーが負うものとします。
- (3) その他、特に定めのないリスクが生じた場合は、両方で協議のうえ決定するものとします。

9 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料の支払については、年度ごとに町が発行する納入通知書により、毎年度4月末までに納入することとします。ただし、契約初年度については、町が指定する期日までに納入することとします。なお、支払は一括払いとし、分割して支払うことはできません。